

1. 制定の背景・目的

- 太陽光発電事業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、全国的に導入が進んでいる。
- 太陽光発電事業の実施に伴い、自然環境、生活環境、景観等の保全に支障が出るなどの事案や、地域住民等の理解を得られていない事例がある。
- この条例(案)は、太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関し、必要な事項を定めることにより、災害発生の防止、自然環境、生活環境、景観等の保全を図り、もって市民の安全及び安心並びに地域社会との調和に寄与することを目的としている。

2. 条例(案)の概要

- 太陽光発電設備（建築基準法に基づく建築物に設置されるものを除く。）について、条例の規制対象とし、太陽光発電設備の発電出力10kW以上の事業を届出対象とする。【第2条、第7条】
- 事業禁止区域・抑制区域を設定し、災害発生の防止、自然環境、生活環境、景観等の保全を図る。【第8条、第9条】
- 事業者は、地域住民等に対し事業計画等の説明会を実施し、理解を得られるよう努めなければならない。【第12条】
- 事業者は、太陽光発電設備の適正な維持管理及び保守点検を行わなければならない。【第14条】
- 事業者は、事業終了後の措置として、適正に撤去及び処分を行わなければならない。【第15条】
- 指導及び助言、勧告、命令、公表、国及び県への報告等により、条例の実効性を担保する措置を定める。【第16条～第21条】

3. 条例(案)

前提事項		事前協議・届出・説明会等	
第1条	目的	第10条	事前協議
第2条	定義	第11条	標識の設置
責務の確認		第12条	説明会の実施
第3条	事業者の責務	第13条	届出
第4条	土地所有者等の責務	第14条	維持管理及び保守点検
第5条	市の責務	第15条	事業終了後の措置
第6条	市民の責務	市の権限	
規制する出力、区域の設定		第16条	報告徴収及び立入検査
第7条	適用範囲	第17条	指導及び助言
第8条	事業禁止区域	第18条	勧告
第9条	抑制区域	第19条	命令
		第20条	公表
		第21条	国及び県への報告
		第22条	委任

4. 事業者の標準的な手続きの流れ

